

一般廃棄物処理基本計画策定の必要性と流れ

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

市町村の一般廃棄物処理の基本方針を、10年から15年の長期的視点に立って示すものです。概ね5年ごとに見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが望ましいとされています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村は「一般廃棄物処理基本計画」を定めなければならないとされており、「一般廃棄物処理基本計画」は、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画」により構成されます。

2. 策定の必要性と根拠法令等

(1) 根拠法

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法） 第6条第1項＞

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

蕨市、戸田市及び蕨戸田衛生センター組合（以下、「本組合」という。）では平成24年度に、平成25年度～令和9年度の15年間を計画期間とした「ごみ処理基本計画（和と環境にやさしいまちから生まれる循環型社会）」（以下、「既存計画」という。）を策定し、蕨市及び戸田市の廃棄物処理に関する基本的な方針を示すとともに、今日に至るまで既存計画に基づき、両市の一般廃棄物（ごみ・し尿）を適正に処理してきました。

既存計画の策定から10年が経過し、本組合を取り巻く社会状況や、本組合の廃棄物処理状況は大きく変化しています。とりわけ、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、「食品ロスの削減」や「プラスチックの資源循環」、さらにはCO₂（二酸化炭素）の排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル」への取組が世界的な潮流となっています。

蕨市では「第3次蕨市環境基本計画」の「基本目標2 みんなでつくる資源循環のまち」において、また戸田市では「戸田市環境基本計画2021」の「重点プロジェクト2 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト」において、食品ロスや廃プラスチック、温室効果ガスの削減に向けた施策を掲げています。

これらとりまく環境の大きな変化を受けて、時代に対応した一般廃棄物処理の基本方針を示すため、既存計画の目標年度に先立って、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定する必要性が出てきています。

なお、計画の策定にあたっては、現計画は「ごみ処理基本計画」のみですが、廃掃法に定められた一般廃棄物処理基本計画を構成する「生活排水処理基本計画」も「ごみ処理基本計画」に併せて策定することとしました。

＜食品ロスの削減推進法 第13条1項＞

市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が、令和元年10月に施行されており、近年大きな社会課題となっている食品ロスの削減について、地域の特性に応じた計画の策定が市町村の努力義務とされました。食品ロス削減については、廃棄物処理の長期計画策定にあたり密接に関係することから、「食品ロス削減推進計画」も同時に策定することとしました。

（2）公表の義務

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法） 第6条第4項＞

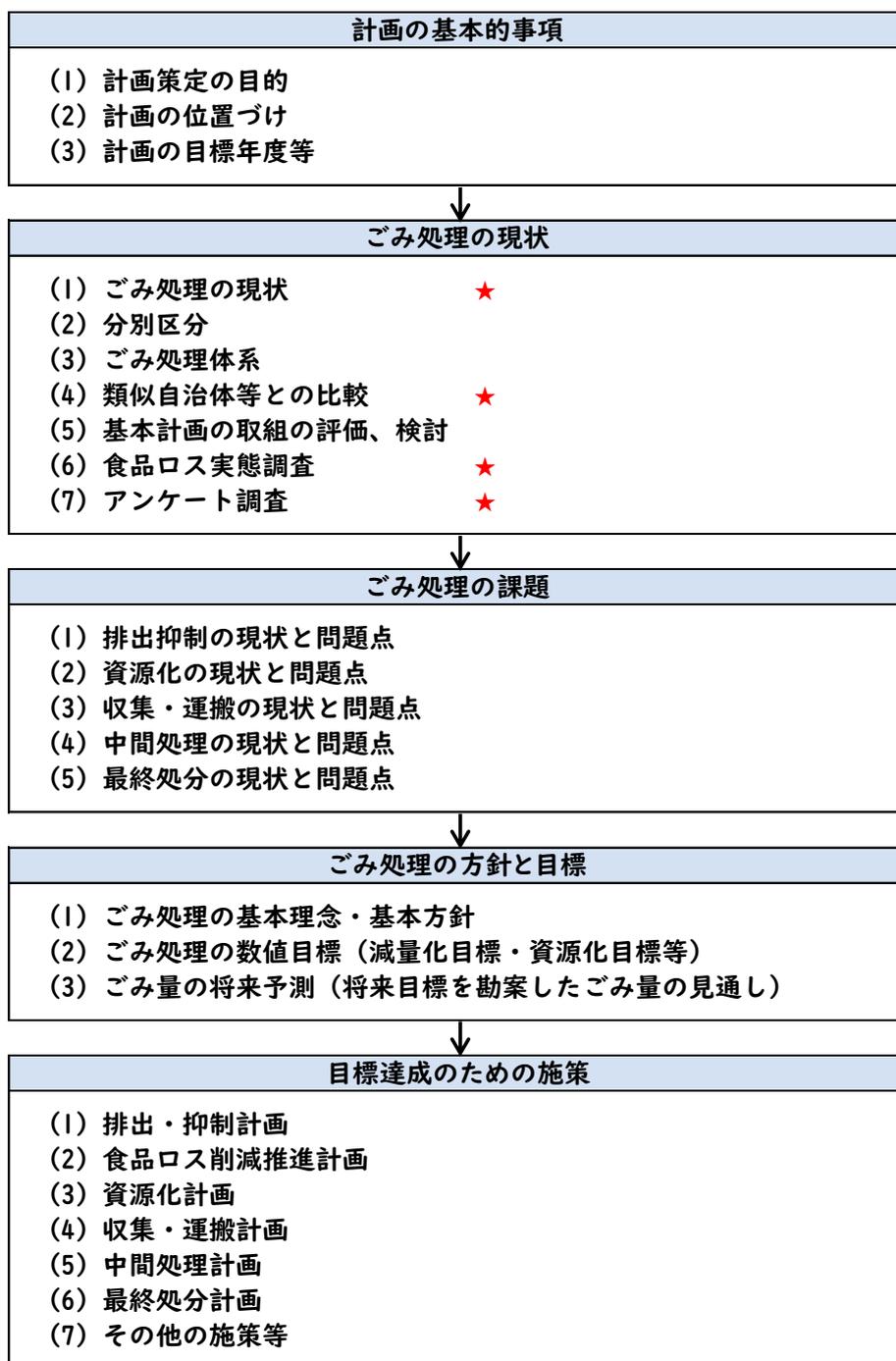
市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（3）策定に関わる手引き・マニュアル等

- ・ごみ処理基本計画策定指針
（平成28年9月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）
- ・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
（令和2年3月31日 閣議決定）

3. 策定の流れ

計画策定の流れを次に示します。



★：第I回委員会の議題